

●香川県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年2月24日から同年3月16日まで一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市国分寺町新居字坂川 1652番1地先から 高松市国分寺町新居字坂川 1657番6地先まで	10.1	32	令和4年1月7日付け香川県告示第6号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和5年2月24日